

平成29年度乳児院くれよん事業計画書

- 1 所在地 兵庫県朝来市山東町大内505-1
- 2 定員 9名（別途一時保護実施特別加算5名）
- 3 職員定数 15名
- 4 事業開始年月日 平成28年4月1日
- 5 事業運営基本計画

児童福祉法第37条に規定する乳児院として、こども家庭センターからの入所や一時保護、市町村からのショートステイによる乳幼児を預かり、養育し、あわせて、退所したこどもや家庭の相談や援助を行う。

（1）法人の理念

利用者の意向を尊重し、利用者が尊厳を保ち健やかに育成されるように支援する。

良質、適切、総合的な福祉サービスを提供する。

サービスの質と経営の透明性を高め経営基盤を強化する。

地域住民、福祉関係者と協力し地域福祉を推進する。

（2）施設の理念

私たちは子どもの権利を保障します。

私たちはこどもの成長・発達を支援します。

私たちは子どもの自立を支援します。

私たちは地域の子育てを支援します。

（3）養育の基本方針

基本方針として、乳幼児の安全健康な生活環境の確保、家庭的養育を基盤とする愛着と信頼関係の構築、子どもの個性と発達に応じた個別的養育の推進を図る中で、一人一人の子どもの心身の健やかな成長を促すような養育支援を行うと共に、家族再統合、子どもの最善の利益の保障を図ることを目的として運営を行う。また、地域の様々な機関、社会資源との連携を図りながら、地域支援、子育て支援を行い、地域の児童福祉向上に期するよう事業展開を行うものとする。

6 利用者の支援

（1）生活指導

① ひとりひとりの子どもが快適に、健康安全に過ごせるように生活リズム、発達過程などに応じて活動のバランスや調和がとれるようにすると共に、健康的な生活習慣を身につけ、積極的に健康増進が図られるようにする。

② 情緒の安定を図り、ひとりひとりのこどもが安定感を持ち、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。また、遊びやさまざまな活動、自然や人との触れ合いを通し主体的にかかわる意欲を伸ばしながら、自主性や社会性が育まれるようにする。

（2）給食

① 安心、安全な食事を提供する。（食材の選定、調理法、保管時の温度管理等）

- ② 家庭的な雰囲気の中で、くつろぎ、楽しく食事がとれるようにする。
- ③ 子どもの年齢、栄養や発育状態、食生活の状態に応じて摂取法や摂取量などを考慮する。
- ④ 授乳、離乳期においては、子どもの状況に応じて調理方法や量などを決め、食べる意欲の基礎を作ることができるようにする。
- ⑤ 体調不良、食物アレルギー、障害がある子どもなど、特別な配慮を要する子どもについては、医師や専門職の指示に従い、献立の作成、食材料の選定、調理方法、摂取の方法や量等、十分な注意を払って適切に対応する。

(3) 環境の整備

- ① 乳幼児の健康的な生活のために細やかな配慮のある建物仕様となっており、機能を生かした活用を図る。
- ② 2ユニットの居室を設け、家庭的養育を行うための設備の活用。他、心理室、ショートステイ室を、必要に応じ、親指導、地域支援などに対応できるよう環境を用意。目的に応じ、有効な利用がなされるようにする。その一環とし、一時保護児童の受入体制の強化を図る。
- ③ 非常時用のスプリンクラー、他の消火器具、自動火災報知機や県警ホットラインなどの通報設備の器具点検を定期的に行う。
- ④ 屋外での遊び場として、園庭、砂場があるが土砂流れ等による段差、ひび割れの修繕。子どもが安全に遊ぶことのできる場の確保。
- ⑤ 安全、衛生的な環境、快適に生活を送ることができるような環境の適切な状態の保持のため、施設内外の設備の衛生管理に努め、また定期的に建物や設備点検を行い、環境整備や環境改善を図る。

(4) 事故防止

- ① 危険防止対策として、建物周囲にフェンス、防犯灯、防犯カメラの設置、建物内のドアや窓の開閉、電気製品の取り付けやコンセントの位置の工夫など乳幼児の安全な生活のための細やかな配慮のある建物仕様になっており、機能を生かした活用を図る。
- ② 事故防止のため、日常的に施設、設備、遊具、用具などの安全性の確保や機能の保持について点検を行い、異常や危険性がないか検討する。
- ③ こどもの動静について十分な観察を行うと共に個別の心身の状態を踏まえて適切な対応が取れるよう必要な職員の体制を整える。
- ④ 事故防止に向け、マニュアルを整備し、職員への徹底を図ると共に、子どもの年齢に応じ、事故回避に関する指導を行う。
- ⑤ その他、不審者の侵入や災害、食中毒の発生など、あらゆる事態を想定し、関係機関の情報を入手して未然にとりうる対策を講じる。

7 健康管理

- ① 定期健康診断や日々の視診により子どもの健康、発達状態の把握を適切に行う。

- ② 子どもの健康増進のための生活リズムを整え、基本的な生活習慣が身につくように指導援助すると共に年齢に応じた体力づくりや健康教育を行う。
- ③ 子どもの疾病やけがに適切に対応し、早期に医療機関を受診させ、必要な処置が講じられるようにする。感染症に対しては、集団感染発生予防の対策を講じる。
- ④ 個別的な配慮を要する子どもへの対応は、職員の共通理解を持ち、医師や専門職の指示に従い、慎重に行う。(慢性疾患児、肢体不自由児、アレルギー疾患児、乳幼児突然死症候群、その他医療的ケアを必要とする子どもへの対応等)
- ⑤ 健康安全に関する適切な実施のため、医療や保健機関からの協力を得ると共に保健計画を策定し、年間を通じて計画的に実践するよう体制を整える。

8 防災計画

消防法に基づく防火管理者、防火責任者を置いて消防計画を策定し、火災や地震などの災害発生に備え、避難訓練計画を立て、職員の役割分担、緊急時の対応についてマニュアルを作成し、事故発生、災害発生防災避難訓練などを定期的実施する。

9 日課

時 間	乳 児
06:30～	起床・検温
	授乳・離乳食・おむつ交換 適時
	あそび・睡眠 適時
15:30～	検温・沐浴
19:30～	就寝

時 間	幼 児
06:30～00:00	起床・排泄・着替え
07:00～08:00	朝食・洗面・排便・検温
08:00～10:00	あそび
10:00～10:15	おやつ
11:30～12:30	昼食
13:00～14:30	午睡
15:00～15:15	おやつ
15:15～16:30	あそび
16:30～17:30	入浴
17:30～18:30	夕食
18:30～19:30	あそび・TV
20:00～	就寝